

甲第35号証

陳述書

那覇地方裁判所民事第2部

2023年1月7日



私は、自治基本条例の制定当時、石垣市の職員で事務方として市民検討会議の意見を取りまとめた自治基本条例策定推進委員会ワーキングチームのメンバーでした。ワーキングチームにおいては、独自性のある自治基本条例素案の作成に取り組んできました。当初自治基本条例における住民投票条項の素案は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。これに対し、市民検討会議から「法定事項の50分の1以上の連署では請求するに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」との意見がありましたので、大和市等先進地の条例を調査しました。

大和市自治基本条例の内容を今もはっきり記憶しているわけではありませんが、今回同条例を確認したところ、31条では、1項で「本市に住所を有する年齢満16歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、4項で「市長

は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と定めています。大和市自治基本条例は逐条解説も参考にしました。同様に今回改めて確認したところ、同条例31条1項の解説は、「住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ『3分の1以上』としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第4項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施される」と解説されており、同条4項の解説においても「第1項、第2項の規定による住民、市議会からの請求を市長は拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票が即実施されることとなります。」と解説されています。

これらを参考にして、石垣市においてはこれを「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政にかかる重要事項について、その総数の4分1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と4項を新設する条例案を提案したのは間違いありません。その後、審議会で「所定の手続きを経て」という文言が入りましたが、あくまでも投票日などを規則で制定し、それに基づいた手続きを経て住民投票を実施すべきというもので、議会の可決が必要だということではありません。

石垣市自治基本条例の逐条解説もワーキングチームで作成しましたが、そのことを明確にするために、「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」と解説しました。

また、ワーキングチームでは、別途住民投票条例を作らなくても、自治基本条例28条に基づいて、その要件を満たした場合には、住民投票

の実施日等の詳細は市長が別に規則において定めることで実施が可能だと考えましたので、自治基本条例の住民投票の請求の方法を地方自治法74条が定める方式とし、入り口を一本化して、4分の1以上の署名要件を満たした場合には、議会の意見にかかわらず市長は住民投票を実施しなければならないとしました。これは4分の1未満しか署名が集まらなかった場合でも、それがまったく無駄にならず、地方自治法74条に基づいた条例制定請求としては議会に諮られるのであり、これはまさに地方自治の趣旨に適うものであると考えたと記憶しています。

したがって自治基本条例28条1項の逐条解説においては、「第1項は、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、『〇〇の住民投票条例』の制定について請求できることを定めています。」と解説したと記憶しています。

自治基本条例案はパブリックコメントを経て、最終的に議会に諮られ成立しましたが、住民投票条項に関しては、市民からも市議会からも異論や反論は出ずに可決成立されました。

以上